

令和2年度第4回食育推進評価専門委員会

農林水産省

午前10時01分 開会

○服部座長 定刻になりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。ただいまから令和2年度第4回食育推進評価専門委員会を開催させていただきます。

座長を務める服部でございます。

本日は緊急事態宣言が発令されている中で開催ということもあり、会場を変わるとともに、オンラインの御参加を頂いている方が多数おられます。

一般傍聴につきましても、今回初めてオンラインのライブ配信を行っており、本委員会もデジタル化に対応してまいります。

今年度第4回目となる専門委員会におきましては、第4回食育推進基本計画（案）について審議いたします。昨年12月に開催した第3回専門委員会の際に骨子（案）を御審議いただきまして、委員の皆様から様々な御意見を頂いたところでございます。今回いよいよ本文書の審議に入ることになりますので、更なる御活発な御議論をお願いしたいと思います。

審議に入る前に事務局より御説明を願いたいと思います。それでは、清水参事官、よろしく申し上げます。

○清水参事官（農林水産省） おはようございます。清水でございます。それでは、早速進めさせていただきます。

カメラ撮影につきましては冒頭までとなっておりますので、撮影はここまでとさせていただきます。

お手元の配付資料につきまして確認させていただきます。

資料1、資料2、参考資料1、参考資料2、参考資料3となっております。

もし、配付資料がお手元がない場合や、不足がございましたら、事務局までお知らせください。

今回、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出されたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を従来から更に徹底させる観点から、農林水産省外の会議室での開催及びオンライン会議の併用という形態にさせていただいております。

また、傍聴につきましても、先ほど服部座長からも御案内ありましたとおり、デジタルの活用の観点から、動画での傍聴を希望される方に向けて、オンラインで全国へライブ配信を行っております。

本日、オンラインで御出席の委員は、合瀬委員、加藤委員、北川和也委員、澤木委員、

瀧本委員、田中委員、長島委員、有田委員、上岡委員、菊地委員、高橋委員、田村委員、樽井委員、中澤委員となっております。

また、阿部委員、上田委員、河井委員、武見委員、陳委員、北川三和子委員、清水委員、堀切委員におかれましては、所用のため御欠席となっております。

オンラインで御出席の委員におかれましては、御発言の際は挙手のマークをクリックしていただきまして、司会が指名しましたら御発言いただくようお願いいたします。

それでは、服部座長に以後の司会をお願い申し上げます。

○服部座長 それでは、これより私の方で進行させていただきたいと思っておりますけれども、議題（１）第４次食育推進基本計画（案）について、事務局から説明を願います。

○清水参事官（農林水産省） では、事務局から説明させていただきます。

資料１、横紙の第４次食育推進基本計画（令和３～７年度）（案）の概要をお手元にお開きください。

食育推進基本計画、食育基本法に基づき作成をするということになっております。

左下に「食をめぐる現状・課題」ということで、これまでこの食育推進評価専門委員会でも御審議いただいていたような昨今の食をめぐる現状・課題について、左下に整理しております。生活習慣病の予防ですとか、高齢化、健康寿命の延伸、成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養ですとか、世帯構造や暮らしの変化、農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少、総合食料自給率は令和２年度で38%となっていて、地球規模の気候変動の影響が顕在化しているにもかかわらず、食品ロスが推計で毎年600万トンほど出ているとされ、地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危惧もございます。

こうした中で、昨年来、新型コロナによる「新たな日常」への対応ですとか、社会のデジタル化対応、持続可能な開発目標（SDGs）へのコミットメントなども求められているという状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、右側の上でございますけれども、基本的な方針（重点事項）といたしまして、今回３点ほど位置づけさせていただければと思っております。

一つが赤い四角で囲っております重点事項「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」ということで、国民の健康の視点からの重点事項でございます。

次が右側、青で囲っている部分ですが、「持続可能な食を支える食育の推進」ということで、こちらは社会ですとか、環境ですとか、文化の視点からの重点事項となっております。

さらに、これら2つを連携させて取り組むとともに、全てに係る横断的な重点事項として、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」ということで、こういったコロナ対策ですとか、デジタル化対応といった観点から横断的に食育を進めていく。これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進していくということを今回の基本的な方針（重点事項）とさせていただければと思っております。

食育推進の目標につきましては、栄養バランスに配慮した食生活の実践、学校給食での地場産物を活用した取組等の増加、産地や生産者への意識を高めていただく、環境に配慮した農林水産物・食品の選択を工夫していただく国民の方を増やすといったものを新たに掲げておりまして、後ほど説明させていただきます。

推進する内容としましては、こちらは食育基本法の条文の規定の立て付けに沿った形で、「家庭における食育の推進」、「学校、保育所等における食育の推進」、「地域における食育の推進」、「食育推進運動の展開」、「生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等」、「食文化の継承のための活動への支援等」、最後に「食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進」ということで、それぞれ施策の主なものをこの1枚目では掲げさせていただいております。

そして、最後に施策の推進に必要な事項ということで、①多様な関係者の連携・協働の強化、そして②地方公共団体による食育推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進ということをご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、食育推進の目標について、今回新規ないし追加した部分について御説明させていただきます。

2枚目の資料の黄色で塗っているところでございます。

まず、左側真ん中ほどですが、「5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす」ということで、従前、その学校給食における地場産物を活用した目標はありましたが、指導に関する目標がなかったのではないかと御指摘がございましたので、今回「⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数」ということで調査していただきまして、現状値が月9.1回となっているところを令和7年度、最終年度には月12回以上にするという目標を入れさせていただいております。

また、⑦と⑧でございますけれども、「学校給食における地場産物を使用する割合」、「学校給食における国産食材を使用する割合」、こちら今までは食材数ベースでカウントしていたところを、今回その金額ベースでカウントするという変更を行いまして、かつ令

和元年度の現状値よりも維持・向上した都道府県の割合を増やすということで、全国一律の目標から都道府県ごとに現状値よりも維持・向上した都道府県の割合を90%以上とするということで、目標の方を見直しております。

次に、左下「6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」でございますけれども、こちらは「健康日本21（第二次）」の目標とそろえる形で、食育推進基本計画の中にも食塩摂取量の平均値を8グラム以下とする、野菜摂取量の平均値を350グラム以上とする、果物摂取量100グラム未満の者の割合を30%以下とするという目標を新たに加えさせていただいております。

右側でございますけれども、11番として「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす」、12番として「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす」という目標を入れさせていただいております。こちら産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合が今年度の調査では73.5%となっておりますところを80%以上とする。環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合が今年度の調査では67.1%となっておりますところを令和7年度には75%以上とするということを目標とさせていただければと思っております。

また、14番ですけれども、「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす」という目標につきまして、今まで21番にあるような、伝えている国民の割合というところは目標に入っていたのですけれども、今般、新たに「㊸郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている人の割合」ということで、現状44.6%となっているところを50%以上に増やすという目標を入れさせていただいております。

おめくりいただきまして、3枚目でございます。

こうしたこれらの目標ですとかを実際に達成するために実行していくような内容、主な取組を今回のその基本的な方針、3つの重点事項と関連するものはどういったものがあるかということで整理させていただいたものになります。

まず、その「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」に関しましては、関連する主な取組として、「子供の基本的な生活習慣の形成」ということで、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による普及啓発ですとか、「学校、保育所等における食育の推進」として、栄養教諭・栄養士等を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育の推進、また、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」という観点では、「健康日本21（第二次）」ですとか「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進等により、健全な食生活等につながる

食育を推進していく。「毎日くだもの200グラム運動」等の消費拡大ですとか、生産・流通の支援等を通じて、野菜や果物の摂取量増加を促進していく。食育に対する無関心層への啓発も含め、自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携して推進していく。

「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進していくといったことを記述しております。

また、貧困等、困難な状況にある子供に対する食育の推進ということで、「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づきまして、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保や食育の推進に関し支援していく。「子供の未来応援国民運動」において、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPOに対し支援をする。子供宅食等に関しても支援するといったことを今回の計画の中では盛り込んでおります。

また、右側でございますけれども、「持続可能な食を支える食育の推進」に関しましては、「食と環境の調和」ということで、今、農林水産省の方では食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」の策定に向けて検討中でございます。こういった中にも消費者の行動変容が重要ということが出てきておりますので、こういった観点で食と環境の調和のとれた生産・消費というところに食育も関わっていく。

具体的には、有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等の取組に関して、国民の皆様への理解と関心の増進のための普及啓発を行う。食品ロス削減推進法に基づきまして、食品ロス削減を推進していくといったことを取り組んでまいりたいと思っております。

また、「農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化」ということで、農林漁業体験活動を引き続き促進していくとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」、こういったところとも連携して取組を進めてまいりたいと考えております。

特に、この我が国の食料需給の状況への理解促進ですとか生産者と消費者との交流促進といったところを進めまして、多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進してまいりたいと考えております。

その下「日本の伝統的な和食文化の保護・継承」というところでは、この地域の風土を活かした和食文化の保護・継承は、その地域活性化や環境への負荷の低減に寄与するとともに、持続可能な食の実現にも貢献することが期待されております。このユネスコ無形文

化遺産にも登録されております「和食；日本人の伝統的な食文化」、この趣旨を踏まえた地域の多様な食文化の保護・継承、特にその郷土料理のデータベース化ですとかデジタルツールを活用していくといったことを推進してまいりたいと考えております。

最後に下の横断的な重点事項として掲げました「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」というところでは、このコロナ禍にある「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、デジタル化に対応した食育を推進してまいりたいと考えております。一方、デジタル化に対応することが困難な高齢者等にも配慮した情報提供等も必要であると認識しております。

また、自宅で料理や食事をするということが増えてきております。この食育推進評価専門委員会でも多数の委員から御指摘を頂いております。こうした食生活を見直す機会を活用すべく、食に関する意識を高めることにつながるような食育を推進してまいりたいと考えております。

また、食育に取り組んでいらっしゃる企業、事業者の方々から様々な関係者の方々に入ってください、「全国食育推進ネットワーク」、農林水産省が事務局を務めまして、こちらを立ち上げて最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有するような場を作っていきたいと考えております。

第4次食育推進基本計画案、概要につきましては以上でございます。

それでは、資料2の方をお手元に御用意いただければと思います。

こちらが第4次食育推進基本計画の本文の案になります。ただ、全体で40ページにもわたる内容になっておりまして、こちらを個々に説明していきますと非常に時間も掛かってしまいますので、全体をさらっと流す形で御説明させていただきます。

まず、1ページ「はじめに」でございますけれども、こちらは食をめぐる状況につきまして、先ほど冒頭で申し上げましたような食育基本法の制定から健康寿命の話、食の供給面から見た食の現状、そういったところについて触れさせていただいております。

おめくりいただきまして、2ページ目でございますけれども、2ページ目で「第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」ということで、現状の認識に加えまして、SDGsの話なども取り上げ、これからどういった観点で食育を進めていかなければいけないかということを書いておきます。

3ページ目からが「1. 重点事項」ということで、「(1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」について、現状認識と具体的な取り組む内容などについて記述してお

ります。

おめくりいただいて、4ページ目ですけれども、「(2) 持続可能な食を支える食育の推進」ということで、先ほどの資料でも申し上げました食と環境の調和、この中ではその環境問題、SDGsの目標12「つくる責任・つかう責任」といったところから多様化する消費者の価値観に対応したフードテックへの理解醸成といったところなどを書かせていただいております。

その下ですけれども、「農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化」ということで、生産者と消費者、都市と農山漁村の共生・対流、交流といったことについて書かせていただいております。

5ページ目でございますけれども、こちらは「日本の伝統的な和食文化の保護・継承」ということで、和食文化について重点事項として位置づけ、記述をさせていただいております。

(3) としまして、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進ということで、具体的に取り組んでいく内容について少し書かせていただいております。

おめくりいただきまして、6ページ目以降ですけれども、こちらは「基本的な取組方針」ということで、これは食育基本法の中にある規定などに基づきながら、食育を進める上で比較的普遍的といえますか、基盤として認識しておかなければいけない点につきまして記述をしている部分でございます。

(1) 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、(2) 食に関する感謝の念と理解、(3) 食育推進運動の展開、(4) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割、(5) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践、(6) 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、(7) 食品の安全性の確保等における食育の役割ということで、それぞれ記述をさせていただいております。

8ページ目の「第2 食育の推進の目標に関する事項」につきましては、先ほど横紙の2枚目で御覧いただいた食育推進基本計画の目標につきまして、文章の方で書かせていただいているという内容になっておりますので、こちらの方の説明は省かせていただきます。

恐縮ですけれども、15ページを御覧いただければと思います。

15ページが「第3 食育の総合的な促進に関する事項」ということで、それぞれの施策について書かせていただいております。

「1. 家庭における食育の推進」ということで、「現状と今後の方向性」、16ページ目以下で「取り組むべき施策」について記述をしております。

16ページ目では「子供の基本的な生活習慣の形成」、「望ましい食習慣や知識の習得」、また、17ページでは「妊産婦や乳幼児に対する食育の推進」ですとか、「子供・若者の育成支援における共食等の食育推進」、特に今回のコロナ禍を受けまして、「在宅時間を活用した食育の推進」につきまして、記述をさせていただいております。

17ページ下の方からは「2. 学校、保育所等における食育の推進」ということで、主に学校における食育について書かせていただいております。

具体的には18ページの下から「取り組むべき施策」に関しましては、まず「食に関する指導の充実」ということで、19ページにかけて記載させていただいております。今般、特に栄養教諭の方々に関する記述をかなり拡充させていただいております。

また、「学校給食の充実」につきましても、学校給食を「生きた教材」として活用することで、食育を効果的に推進するということが、目標の見直しも行いましたが、地場産物の生産供給体制ですとかについて、しっかり密接に連携・協働していくことが必要であるといった記述をさせていただいております。

おめくりいただきまして、20ページですけれども、「食育を通じた健康状態の改善等の推進」、「就学前の子供に対する食育の推進」といったところで、保育所の話などもしっかり書かせていただいております。

21ページ目以降が「3. 地域における食育の推進」ということになっておりまして、こちらはかなり多岐にわたる内容を盛り込んでおります。

22ページ目から具体的な「取り組むべき施策」でございますけれども、「『食育ガイド』等の活用促進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」、また、23ページには「歯科保健活動における食育推進」、「栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進」について記述をしております。

また、24ページを御覧いただければと思います。

24ページでは、先ほどA3の紙でも少し触れました「貧困等の状況にある子供に対する食育の推進」を書かせていただくとともに、「若い世代に関わる食育の推進」、この中で特にそのインターネットですとかSNS等、デジタル化への対応によって、若い世代に効果的に情報を提供していくといったことに取り組んでまいりたいと考えております。

また、24から25ページにかけましては「高齢者に関わる食育の推進」ということで、フ

レイル予防等について記述をさせていただいております。

25ページでは「食品関連事業者における食育の推進」ということで、事業者の方々に取り組んでいただきたい内容についても記述をさせていただいております。

おめくりいただきまして、26ページ以降では、「専門的知識を有する人材の養成・活用」ということで、管理栄養士や専門調理師といった専門的知識を有する人材の方々の養成・活用、「職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進」では、健康経営などについて記述しております。また、「地域における共食の推進」ということで、現状、この新型コロナウイルス感染症の拡大の下では難しい部分もございますけれども、「新しい生活様式」に対応した形での推進について記述をしております。

また、今回全く新規で入れた内容としまして「災害時に備えた食育の推進」ということで、食料品の家庭における備蓄について、27ページにかけて記述をさせていただいております。

27ページ目からは「4. 食育推進運動の展開」ということで記述をさせていただいております。

具体的な「取り組むべき施策」は、28ページ以降になりますけれども、「食育に関する国民の理解の増進」や、「ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等」、食育活動表彰などについて記述をさせていただいております。また、「食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立」、毎年6月の食育月間ですけれども、「食育月間及び食育の日の取組の充実」、「食育推進運動に資する情報の提供」といったことも記述させていただいております。

特に、29ページ下にごございます「全国食育推進ネットワークの活用」ということで、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を情報共有するプラットフォームのような場をオンライン上に形成して、異業種間のマッチングなど、新たな食育活動の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

30ページの方も「「新たな日常」やデジタル化に対応する食育の推進」ということで、今回のこの会議もオンラインで開催させていただいておりますけれども、食育に関する様々なイベントもできるだけオンラインの活用というところも取り組んでまいりたいと思っておりますし、動画による配信や、食生活改善、食育のアプリ、そういったものの中で優れたものについての情報提供なども取り組んでまいりたいと考えております。

30ページの「5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性

化等」につきましては、取り組むべき施策として「農林漁業者等による食育の推進」や、31ページからの「子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供」、「都市と農山漁村の共生・対流の促進」、「農山漁村の維持・活性化」につきましては、それぞれ個別の施策について記述をさせていただいております。

32ページからは「地産地消の推進」、「環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進」ということで書かせていただいております。持続可能な農林水産物の価値というところを消費者の方々に伝え、理解していただいて、日々の購買行動の変化を促す、こういった取組を推進していくことが重要だと認識しておりますので、エンカル消費などに取り組んでまいりたいと考えております。

33ページでは「食品ロス削減に向けた国民運動の展開」ということで、食品ロス削減ですとか、「バイオマス利用と食品リサイクルの推進」について記述をさせていただいております。

33ページ一番下の方から「6. 食文化の継承のための活動への支援等」ということで、34ページ、35ページにかけて食文化について記述をさせていただいております。

34ページでは「取り組むべき施策」として、「地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進」、35ページで「ボランティア活動等における取組」ということで、食生活改善推進員等の方々のボランティアが行う料理教室や体験活動などについても触れさせていただいております。また、「学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用」、「専門調理師等の活用における取組」についても記述をさせていただいております。

35ページの下の方から「7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進」ということで、36ページ以降「取り組むべき施策」を記述しております。

この中で「生涯を通じた国民の取組の提示」、「基礎的な調査・研究等の実施及び情報提供」、「リスクコミュニケーションの充実」、「食品の安全性や栄養等に関する情報提供」について記述をさせていただいております。

37ページでは、特にその「食品表示の理解促進」についても記述させていただいております。「食育や日本食・食文化の海外展開と海外調査の推進」も記述しております。

38ページでは「国際的な情報交換」を記述しております。

最後に38ページの「第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」ということで、「1. 多様な関係者の連携・協働の強化」ですとか、特に

38ページ、一番下にありますが、2.として「地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ」ということで、これは食育基本法第17条及び第18条の規定に基づきまして、都道府県と市町村は国の基本計画を基本として、都道府県及び市町村における食育推進計画を作成するという努力義務が規定されております。こういった規定に基づきまして、是非都道府県や市町村の方でも食育推進計画を作成していただき、取組を進めていただければと考えており、適宜フォローアップなどをしていきたいと考えております。

39ページが「3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握」、「4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」ということで、それぞれ記述をさせていただきます。

最後に40ページ「5. 基本計画の見直し」ということで、必要に応じて見直しの必要性や時期等を検討するという記述をさせていただきます。

大変駆け足な説明で恐縮ですけれども、私の方からの本文案の説明は以上でございます。
○服部座長 ありがとうございます。

今、以上のように事務局から御説明いただきましたけれども、これにつきまして何か御意見、御質問等がある委員がいらっしゃれば、私が御指名いたしますので、適宜挙手をテレビを通して結構ですから、手を挙げていただきたいと思います。

時間は1時間程度用意しておりますので、活発な御意見を是非頂きたいし、第4次5か年計画というのが4月から始まりますよね。正に今回皆様がいろいろと御意見を今まで頂いたものをまとめて、今、参事官の方から御説明いただいているんですけども、やはり漏れがあってはいけないし、これから更に充実したものにしたいということで、最後の最後になりそうですので、皆様の方から御意見を是非頂きたいと思います。よろしく願います。

上岡委員、よろしく願います。

○上岡委員 東京農業大学の上岡でございます。

質問ということではないんですけども、参事官の御説明に対して意見を一言申し上げたいと思います。

これまでの計画では、割と重点課題のところは細かくピンポイントに項目が設定されてきたかと思いますが、今回の第4次基本計画につきましては、これまでの食生活ですとか体、健康というところの基本を踏まえつつ、社会の食を取り巻く周辺部分の強化ということで、農業や産地、地域、環境、生産者というところに非常に焦点を当ててくださって

るので、普遍的な重点事項になっているかと思っております。

農業の維持や食の自給率の向上にもつながるようなイメージの計画になっているのではないかと感じました。

それプラス、3つ目の重点事項として、タイムリーなテーマというか、デジタル化の活用や、新しい生活様式に対応する食育を入れていただいていますので、この部分、この3つ目の部分が手法として今後その時代、その時期に合わせて変わっていてもいいぐらい先の2つの重点事項は普遍的だと思いました。

それから、具体的な目標につきましては、長らく課題となっておりました学校給食についての基準につきましても、現場が取り組みやすい形にさせていただいたのではないかと感じておりますし、これまでやや手薄感もあったかと思えますけれども、産地、生産者、環境という、環境と農業の部分を強化していただいたと感じております。

以上です。

○服部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。瀧本委員、お願いしたいと思います。

○瀧本委員 どうもありがとうございます。

今回、事務局、非常に丁寧な基本計画案を作成いただき、本当にありがとうございます。

私からは、基本計画案の少しくしたらどうかというコメントです。例えば11ページの8行目に、「具体的には、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数」という記述がありますが、その根拠となった調査をどこに記述するか、脚注に記述するか、あるいは後ろにまとめて記述するかはお任せしたいと思いますが、どんな調査でこのベースラインの値を得たのかという情報がどこかにあると、より充実すると思いました。多くは食育に関する意識調査のデータがベースになっていると思いますが、そうでないものについては、計画案の末尾にリスト化、あるいは本文の脚注などでお示しいただくと、非常に有用ではないかと思いました。

以上です。どうもありがとうございました。

○服部座長 ありがとうございます。

これは、参事官の方で何かお答えすることはありますでしょうか。

○清水参事官（農林水産省） 瀧本委員の今の御指摘ですが、ありがとうございます。少し検討させていただきます。

実は、食育に関する意識調査で取ったものにつきましては、9ページの下に脚注を付け

ておりますけれども、先ほど御指摘のありました11ページの栄養教諭の方の平均取組回数については触れておりませんので、検討させていただきたいと思います。

○服部座長 ありがとうございます。

それでは、合瀬委員、お願いしたいと思います。

○合瀬委員 アグリフューチャージャパンの合瀬と申します。

今回の第4次基本計画を読ませていただいて、非常によくまとまっているなという感じはしました。

基本的な方針として、国民の健康の視点と、それから社会、環境、文化の視点を分けて、それに横断的な視点として、新たな日常やデジタル化に対応した食育の促進、こういうふうになっていて、そこのところはとてもよく整理されているという気がしています。全体的構成は資料1の、横1枚の紙にとってもよくまとまって分かりやすくなっています。一方で、実際にこの本文を読ませていただくと、同じことが繰り返し書いてあるような印象だったりとか、目次の立て方にちょっと読みにくいなというところが多々あったという感じがしています。

例えば、本文では「基本的な方針」という大きなくくりがあって、次に目標があります。3番目は「推進する内容」と書いてありますが、実際には「目標を達成するために」推進する内容ですよね。ここの、目標と推進する内容のところ若干段差があるので、タイトルは少し整理をしてほしいという気がしました。目次だけでも相当いっぱいあります。内容に合わせて大目次、小目次の整理を少しやっていただいた方がいいと思います。

それから、今のこの資料1の3番目の「推進する内容」でいきますと、その1に「家庭における食育の推進」、2に「学校、保育所等における食育の推進」、3に「地域における食育の推進」となっていて、ここまではよく分かりますが、4になると「食育推進運動の展開」と、突然何か全体の話になる印象があります。それまではどこが主体になってやっていくのか、どの場所でやっていくのかというタイトルになっているんですが、4になると「食育推進運動の展開」と。でも全部、食育推進運動じゃないのかという気がしますし、この辺のタイトルの使い方がちょっと全体として分かりにくいという感じがしました。この辺は「ネットワークを使った食育運動の展開」が適切なタイトルなのかなという感じがしますし、また5、6、7になってくると、生産者と消費者との交流促進という、交流促進を使った食育の推進なのか、この辺のタイトルの統一感がなくて、その辺りの整理が必要なのかという感じはしました。

もう一つはデジタル化です。基本的な方針として、デジタル化を前面に押し出している割には、具体的にどういうことをするのかということがあまり書いてありません。あちこちにぼつぼつ「SNSでの発信」が書いてあったり、「3. 地域における食育の推進」の24ページ、「若い世代に関わる食育の推進」にデジタル化というのがまとめて書いてあって、30ページにまたデジタル化がでてきます。デジタル化は以前から課題としてあった、食育に関心の薄い若い人たちに対する行動変容を促すためのツールとして効果があるということもありますので、ここのところはもう少し何か具体的に詳しく掘り下げて書いてもらうといいのかという感じがしました。

以上、タイトルの付け方と、デジタル化のところをもう少し書き足した方がいいのではないかということの2点が、今回読ませていただいた感想でした。

以上です。

○服部座長 合瀬委員、ありがとうございました。

今の御意見を配慮させていただいた上で、また事務局とともに中身を検討させていただきたいと思っております。

それでは、高橋専門委員、よろしくどうぞ。

○高橋委員 長野県教育委員会の高橋です。よろしくお願いいたします。

先ほどの御丁寧な説明ありがとうございました。子供を取り巻く食の環境について、大切に検討いただいた内容だと感じました。栄養教諭がやるべきことについても明確に記載されておりました。

ただ、前回の委員会においても、ギャップや格差という言葉で、栄養教諭の配置状況による食育の取組の違いについて意見が出ております。資料2の18ページに「栄養教諭の役割はますます重要になってきており」、「栄養教諭の配置促進を進めることが重要である」と書かれています。栄養教諭の役割については、たくさん整理していただきましたが、例えば現在の配置基準が変わらない以上、「栄養教諭の一層の配置促進」をとどのような方法で推進していくのか、この部分を具体的にさせていただけるといいと思いましたが、いかがでしょうか。

以上です。

○服部座長 ありがとうございました。

またそれを配慮した上で、また考えさせていただきます。

文科省の方から、どうぞよろしくお願いいたします。

○三木課長（文部科学省） 文部科学省健康教育・食育課長でございます。

先ほどの栄養教諭の配置ですけれども、正にこれは基本的な方針だということを御理解いただきたいと思っております、その点しっかりと配置をしていく、特に学校栄養職員から栄養教諭への配置換えを行いながら、栄養教諭の配置を増やしていくという基本的な方向性を書かせていただいて、それを基に具体的な施策を、この基本計画ができた後に実行していきたいと思っております。

その意味では、実行ベースの話ではございますけれども、やはり栄養教諭の配置をみたときに、栄養教諭がまだまだ少ない都道府県、やはりばらつきがございますので、少ないところについての課題をしっかりと明らかにし、それに対する対応をしていかないといけないと思っております。

それから、やはり栄養教諭を置くことによって食育が進んだというメリットと申しますか、そういうことをやはり設置者に理解を頂いて、それによって現在いる学校栄養職員をまずは栄養教諭に配置換えしていくというような設置者の判断を促していきたいと思っております。そういう意味では栄養教諭の食育での活動というのを見える化していく必要があるなと思います。

説明が長くなりましたけれども、基本方針、また考えようとは思いますが、細かいことをここに書くのがいいのか、計画全体としての基本的な方向性でいいのかというのは、今、高橋委員からのコメントを踏まえて、もう一度考えた上で記述を加える必要があるかどうか検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○服部座長 ありがとうございます。

それでは、今度、長島委員からお願いしたいと思っております。

長島委員、こちらに声が入っていないんですね。

それでは、すみません、後ほどまた長島委員には、ミュートが解除されてからにしたいと思っておりますけれども、菊地委員の方から、よろしくどうぞ。

○菊地委員 日本フードサービス協会の菊地でございます。音声は聞こえますでしょうか。

○服部座長 大丈夫です。

○菊地委員 基本計画案、拝読させていただきまして、よく整理されていると思っております。

その中で、私の方でこの目標と本文について、今やはり我々の喫緊の課題というのはコロナの問題で、この項目というのは、やはりこのコロナによって、より達成が促進されるものと、達成が阻害されるもの、2つに大きく分けられるんじゃないかなと思っております。

食に対する意識がコロナによってより高まる一方で、例えば共食は、逆に共食したくてなかなかできない環境というのが、これからはもしかしたら長期化する可能性があるのではないか。そのことをコロナがいつ終わるか分からない不確実性の中で、共食の回数を増やす意識は高くても、共食する環境ができないのであれば、その目標として本当にコロナに直面している中で、この目標数値をそのまま出すことが本当に正しいのかということをお感じしていました。例えばこういった数値のような、ある程度コロナによって阻害されるものは、コロナの状況によって随時見直しをすとか、何かそういう注意書きじゃないですけれども、付言しておくとか。あと、コロナの中でも共食できる仕組みを、例えば、アクリル板を設置して、共食ができない人たちが共食できる環境を作っていくとか、そういったところまで、このコロナで今これがどれだけ長期化するか分からない中で、どこかで言及されるということは、今我々がやるべきこととして、一つ意義があるんじゃないかな。コロナの状況の中で、今感じた感想ということで申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

○服部座長 どうもありがとうございました。

まだですね、ちょっと長島委員の方とも連絡が取れないような状況なんですけど、ほかにいらっしゃいますか、御意見ある方。滝村委員。

○滝村委員 パパ料理研究家の滝村です。

まとめていただきまして、ありがとうございます。

デジタル化について、私は日々推進しているので興味がありまして、資料2の5ページで、全体のこの施策の中で横断的な重点事項として、「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」ということで、正にこの上の重点事項2つとも全て推進するためのものであるという理解なんですけれども、恐らくデジタル化を推進することで、今回の食育推進に当たっての目標数値が押し上げられる部分もあるんじゃないかと思います。

この資料2の(3)は、「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」ということで、何となく日々のその暮らしの日常のことにフォーカスはあるんですけども、例えば先日もオンラインの料理教室で鳥取の水産業者とつなげて、マツバガニの料理教室を行ったりしました。オンラインやデジタルを活用することで、生産者と消費者が容易につながるといことが今、日常的に出てきています。この活動の中で、家庭の中だけでなく、この推進する内容における、例えば学校と保育所における食育の推進や、その食文化の継承のためにオンラインやデジタルを活用してつなげるとか。あと、特に資料1の「推

進する内容」の5番なんかそうですね。オンラインを使うことで日本中、世界中の生産者と消費者がつながるといようなことができてるので、このデジタル化というものは非常に全て本当にフォーカスして、この目標数値を押し上げるための施策になっていくんだということが、もっともっと皆さん意識するといいいんじゃないかと思いました。

ですので、何か私のことじゃないんだよということじゃなく、全員がこれを活用することで、もっと食育推進ができるという意識が必要かなと思いました。

資料2の6ページにあります3番の内容の最後のくだりのところですが、「また、『新たな日常』の中ではテレワークによる通勤時間の減少等から」という、ここの下のところの文章が、このデジタル化に対応した食育の推進というのとちょっと話が飛んでしまっているような感じもしたので、この3の項目にもう少しその全体の横断的な視点でデジタルを活用するというものがあったらいいかなと思いました。

あと、これは最初に感じた感想で、飛ぶんですけれども、第4次食育推進基本計画における食育推進に当たっての目標数値の目標の6番の⑫と⑬ですけれども、⑫の野菜摂取量の平均値は350グラム以上ですが、果物の方の摂取は「以下」なんですね。そのため、最初にぱっと見たときに、野菜をたくさん食べなくていいのかなと思うんですけれども、この野菜は「以上」なんですけれども、果物の方は「以下」となっていたので、この果物の摂取量も30%以上とせずに、例えば100グラム以上の割合を70%以上というふうにそろえてもいいのかな。これは多分何か、あえてこう書いてあるのか、この方が効果的なのか分からないんですけれども、その辺が気になったので共有しておきます。

以上です。

○服部座長 ありがとうございます。

いかがですか。

あと、中澤委員、お願いしたいと思うんですけれども。

○中澤委員 どうもありがとうございます。

今回、取組として学校給食等で地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進すること、また、栄養教諭の指導の中に郷土料理の材料となる地場産物を活用した取組を増やすという目標が盛り込まれたこと、非常にうれしく思っています。本当に今ここで伝えておかないと、いろんな地域の郷土料理だったり、日本の和食の良さがうまく伝わっていかないことが本当に危惧されておりましたので、大変うれしく思っております。

それで、全体的には本当に有り難い内容になっており、議論したことがよく組み込まれ

ていると思いました。

これまでの委員の皆様のご意見の中にも少し触れられているかと思いますが、今後もオンラインやデジタル化の技術をうまく利用できないとつながることができないことが危惧されます。オンラインやデジタル化の利用をバックアップすることを盛り込んでいただければよいかと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○服部座長 ありがとうございます。

それでは、長島委員、つながったようですのでよろしくをお願いします。

○長島委員 お騒がせして申し訳ありません。大丈夫でしょうか。

基本計画は全体的に現代的な課題を踏まえていただいて、内容がきちんと網羅されておりますので、先ほどから委員の皆さんの御意見があったように、細かく抑えていただければいいかと思います。

私の方では一言、資料1の食育推進の内容の2のところ「学校、保育所等における食育の推進」において御意見を申し上げたかったんですが、どたばたしているうちに、高橋委員とか文部科学省課長からの御説明がありましたので、御遠慮してもいいかと思っておりましたけれども、せっかく御苦勞いただきましたのでお話しさせていただきます。

「栄養教諭の一層の配置促進」を掲げていただいております、本当に手厚い書き込みをしていただいて、心からお礼申し上げます。栄養教諭は食育推進の要として小中学校は基より、未就学児の子供たちや保育所等との連携を取り、ライフステージをつなぐ食育を行うことも可能であり、この度、明記していただいておりますことで、更なる力を発揮することができると思っております。

しかし、ここで一つお願いがございます。高橋委員も申し上げておりましたが、現状では栄養教諭の配置状況は都道府県において非常に大きな格差が生じておりますし、これに伴って子供たちへの食育も一定水準で行われているとは言い難い現状があります。今後、この上は一層の配置促進を進めていくために、制度上、国の食育推進基本計画で明確な目標値を定めることは難しいとは思いますが、都道府県が配置主体となっておりますので、一層の御理解が得られるように、文部科学省をはじめ、関係方面における強い御支援をお願いしたいと思います。配置促進の言葉だけではなくて、具体的に結びつくよう、第4次基本計画では進めていただけたらと願っております。

そして、地場産物の取組が長年取り組まれてきた中で、学校給食における地場産物を利

用する割合の具体的な目標値の30%以上が、なかなか達成できなかった裏には、様々な課題があったわけですが、今回、食育の評価につながる目標値を設定していただいたということと、一律な食品数とか量とかではなくて、金額ベースを目標として、各々の置かれているところで取組の成果、努力の跡を酌み取ることができる形にさせていただきましたので、前向きに取り組んでいくことができる目標設定になったのではないかと考えております。

以上です。大変申し訳ございません。ありがとうございます。

○服部座長 ありがとうございます。

参事官の方からお話があるようです。

○清水参事官（農林水産省） 貴重な御意見ありがとうございました。

頂いた御意見の中で、当座、お答えできる部分について少し御説明をさせていただきます。

合瀬委員から目次の整理について御意見を頂戴しました。実は私どもも作成する過程で非常に悩ましいと思っておりましたところでした、実はこの食育推進基本計画は食育基本法に基づいて作成することになっております。食育基本法の第16条で「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする」とされています。この第16条の2項で食育推進基本計画に各事項というのが定められておりまして、「一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針」、「二 食育の推進の目標に関する事項」、「三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項」、四でその他のような形になっておりまして、かつ、第1次基本計画のときから具体的な並びとしましては、食育基本法の第19条以下の基本的施策の規定に沿った形でずっと書かれているという形になっております。こちらが第19条で家庭における食育の推進、第20条で学校、保育所等における食育の推進ということで来ていまして、第22条で食育推進運動の展開、第23条で生産者と消費者との交流の促進、第24条で食文化の継承といった形で、食育基本法の立て付けに沿って、ある程度、食育推進基本計画の骨格が決まってきているという中で、時代に応じた内容に変えていっているというところがございます。なかなかこの食育基本法の規定ぶりを無視して基本計画を立て直すというところまで、今回至らなかったものでして、目次の全体の構成の整理については直すのに限界があった、その中でできるだけ最新の状況、問題意識などを反映させつつ、資料1の資料に関してはなるべく分かりやすく、そういったところから離れて作らせていただいたという状況でござ

ざいます。

もう一つ、デジタル化を全面に押し出している割には具体の記述がという点につきましては、この5年間の基本計画ということで、先ほど文科省の三木課長からも御発言がありましたけれども、5年間の基本計画の中でどこまで具体的に書くのかというところは、若干悩ましいところでして、やや抽象的になってしまうところはございます。

次に、菊地委員から頂いた御意見で、コロナの中で共食に関する取組については、感染対策を講じながらといったようなことが必要ではないかという御意見でしたけれども、こちらにつきましては、例えば26ページになりますけれども、26ページの27行目ですね、「地域における共食の推進」の中で、「『新しい生活様式』に対応した形で推進する必要がある」といった形で、新型コロナ対策に関しても実施しながらというのは、適宜それぞれのところで書かせていただいております。

こちらも作成する過程としては、コロナ対策ということで、非常に重要な喫緊の課題だという御意見もありましたし、一方でこのワクチンの接種などにより、もしかしたら1年ほどで収まるかもしれない。そういった中で、5年間の基本計画にどこまでコロナについて書くべきかというところで慎重な御意見もあり、様々な御意見を踏まえた中で、折衷案となって、一応バランスを取った形で記述したというのが今の案になってございます。

もし、その状況の変化ということがございましたら、最後のページの40ページに書いてありますが、基本計画の見直しということで、必要に応じて見直しについては検討させていただくという形になっております。

また、滝村委員から御指摘ありました、デジタル化の推進に関しましては、おっしゃったとおりで、そのデジタル化を進めることで様々な各目標の達成ですとか、施策の推進に大いに効果を上げていきたいと考えております。

つながる点というのも、例えば31ページの7行目に書かせていただいておりますけれども、「その際、食に関する体験活動をより充実させるため、オンラインでの活動を実体験と組み合わせる等新たな取組を進めることが必要である」と書いております。具体的にどう進めるのかというのは、例えば、実は今月16日に食育推進フォーラム2021ということで、オンライン、デジタル化での食育に取り組んでいらっしゃる方々にお越しいただいて、滝村委員にも御講演いただいたり、上岡委員にパネルディスカッションに参加していただいたり、あと、服部座長にも冒頭でビデオメッセージを頂いておりますし、そういったオンラインで食育をやる、デジタルツールを活用した食育をどうやっていくというところを皆さ

んに御紹介する取組、イベントをさせていただいて、それをオンラインで配信し、全国から参加していただく。今回のその16日のイベントも既に全国から400人以上の方の申込みが来ておりますので、そういった形で具体的には進めさせていただきたいと思っております。

ただ、5年間の基本計画の中では、そこまで細かい話は表現できていない、しない方がいいのかと思っております。

同じく滝村委員から御指摘いただいた資料1の2枚目の目標の左下でございます「6栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」の中の⑫野菜摂取量の平均値と⑬果物摂取量100グラム未満の者の割合につきましては、これは「健康日本21（第二次）」の中での記述がこうなっておりますけれども、科学的なエビデンスがあるものについては、果物の摂取量が100グラム以上になると、明らかに循環器病やガンなどについて低減が見られるということで、科学的な根拠に基づいてという形になると、たくさん食べれば食べるほどよいというものでもないということで、こういった記述になっておるということで、食育推進基本計画の方でも同じ形にさせていただいております。

中澤委員から御指摘いただいた、なかなかオンラインが活用できないところで、そのバックアップするような取組について記述してはどうかという御意見につきましては、資料2、本文案の6ページの最初の1行目、2行目のところですが、今回その重点事項でデジタル化に対応した食育の推進を位置づける中で、そういったデジタル化に対応できない人たちもいらっしゃるということは認識しております、6ページ目の1行目、2行目で、「一方、デジタル化に対応することが困難な高齢者等も存在することから、こうした人々に充分配慮した情報提供等も必要である」と書かせていただいて、デジタル化だけにならないようには、私どもも気を遣っていきたいと思っております。

例えば、この第4次基本計画ができた後の広報に関しましては、デジタル媒体だけでなく、紙のパンフレットなども作って周知に図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○服部座長 どうぞ、滝村委員。

○滝村委員 最後のデジタル化に対応したというところが、先ほどの中澤委員のご質問が、僕はデジタルを発信する側の人たちのフォローなのかなと思ったんですね。お年寄りがデジタルを使えないんじゃないじゃなくて、食育をする人たちがデジタルとかオンラインの活用方法が、お年寄りでも若い人でも苦手な人たちがいるので、発信する側の人たちのサポートな

のかなという、質問にも思ったんですけれども、そうではないですかね。

○中澤委員 そのとおりです。ありがとうございます。

○服部座長 それでは、厚生労働省では何かございますか。

○清野室長（厚生労働省） 先ほど参事官の方からお答えいただきましたけれども、果物につきましては、「健康日本21」の方で、果物の摂取量が少ない場合に、ガンのリスクが上がるという根拠がございまして、そのため摂取量が少ない人を減らしていくという目標値になっております。

摂取量が多いほどリスクが低下するというものではないということで、少ない人を減らしていきましようという目標を立てさせていただいているところです。補足させていただきます。

○服部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。今のところ、御意見等は取りあえず今までの皆さんが読み合わせの中で出た問題だと思うんですが、もしよろしければ、本日の御議論を踏まえまして、事務局の方でパブリックコメントの手続を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、引き続きまして、議題の（2）その他に移りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。また後ほど残っていれば何かでまた補いますけれども、取りあえずよろしく申し上げます。

○清水参事官（農林水産省） では、事務局から説明させていただきます。

それでは、第4次食育推進基本計画（案）のパブリックコメントについて御連絡させていただきます。

本日御審議いただいた計画案につきまして、2月12日から2月26日までの14日間、パブリックコメントに掛ける予定です。そこで国民の皆様から広く御意見等を募りたいと考えております。

頂いた御意見等を反映した計画については、3月の専門委員会にお諮りする予定でございます。そちらの委員会の方の日程は現時点では未定でございますので、恐縮です。日程が固まり次第、御連絡したいと考えております。

次に、机上に配付させていただいております参考資料3です。参考資料3で食育ピクトグラムについてお知らせいたします。

前回の専門委員会でお示しさせていただいたピクトグラムについて、委員の方々からの御指摘を踏まえまして、事務局において修正したものがこの参考資料3になります。

今回、利用規約につきましても作らせていただいて、本日から使用できるといった形になっております。こちらの食育のピクトグラムの方も第4次基本計画のパンフレットに掲載するなど、今後、様々な食育推進の場面で活用していきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、是非御活用いただければと考えております。

事務局からの御連絡は以上でございます。

○服部座長 ありがとうございました。

少し時間は余っているんですけども、なければ、4月からのスタートにつながる重要なお話なので、今日の頂いたお話をまとめさせていただきながら、次につなげていきたいと思っております。それでは、以上をもちまして令和2年度第4回食育推進評価専門委員会を閉会させていただきたいと思います。

今日も御議論いただき、本当にありがとうございました。

午前11時23分 閉会